

<未活用労働指標の解説>

1 未活用労働指標の導入の背景

労働力調査は、我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としており、この調査から得られる就業者や完全失業者の数、完全失業率等は、雇用情勢の動向を表す重要な指標となっています。

しかしながら、非正規雇用の増加に見られるように就業の形態は多様化し、雇用・失業情勢を取り巻く環境も一様でなくなるなど、就業を巡る状況は大きく変化してきました。

このため、雇用情勢をより多角的に把握するために、平成30年1月から調査票を変更し、就業者、完全失業者、非労働力人口といった就業状態に加えて、就業者の中でもっと働きたいと考えている者や、非労働力人口の中で働きたいと考えている者などを未活用労働として新たに把握し、複数の未活用労働に関する指標として、四半期ごとに公表していきます。

未活用労働に関する指標の公表は、国際動向に沿うものです（「(参考)ILO基準における未活用労働」(245ページ)参照)。

従来から公表している、就業者、完全失業者、労働力人口の数や、完全失業率等の就業状態に関する指標は、引き続き毎月公表していきます。

2 未活用労働指標の導入に係る変更

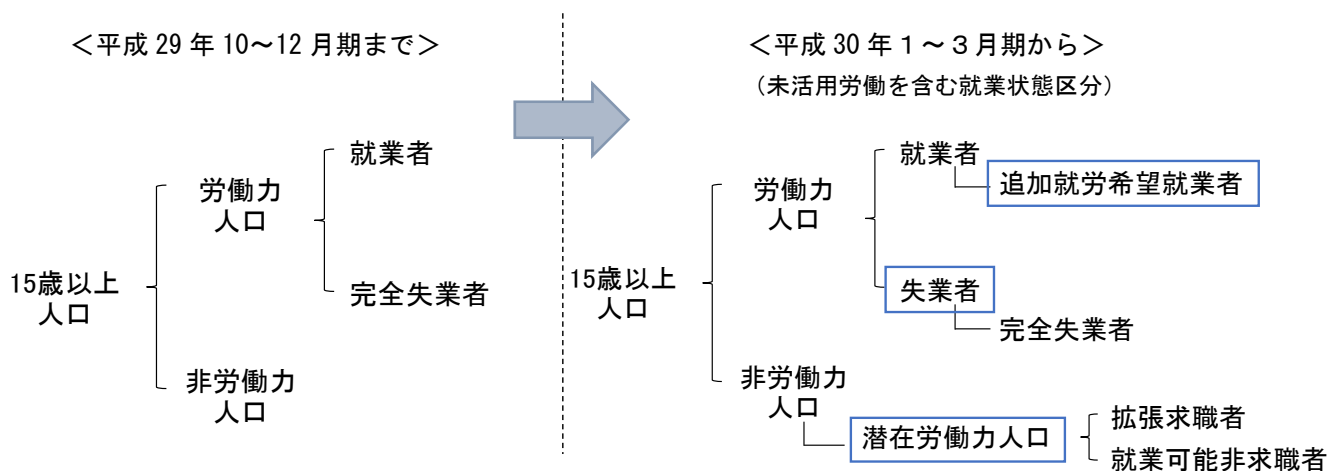
(1) 未活用労働に関する複数の指標の作成

雇用情勢をより多角的に把握するため、完全失業率に加え、6つの未活用労働に関する指標を、新たに作成します。

(2) 完全失業者の範囲を拡大した「失業者」の導入

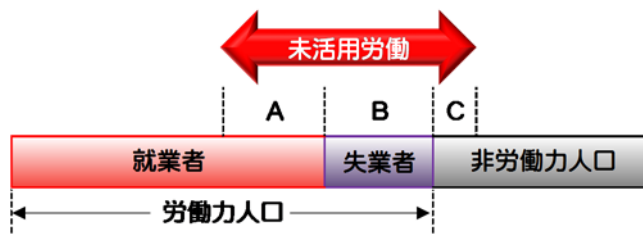
完全失業者の求職活動期間(1週間)を1か月に拡大して捉えた「失業者」を、就業状態区分として新たに導入します。

※ これに伴い、労働力人口は、「就業者と完全失業者を合わせたもの」から、「就業者と失業者を合わせたもの」に変更するため、労働力人口及び15歳以上人口から労働力人口を除いた非労働力人口の範囲は、平成29年10～12月期までと異なります。



3 未活用労働の概念

未活用労働は、失業者（下図B）、パートタイム等の就業者の中で仕事を追加したい者（A）、非労働力人口の中で、仕事に就くことを希望しているが、今は仕事を探していない者等（C）から成ります。



A 追加就労希望就業者	C 潜在労働力人口
① 就業者である ② 週35時間未満の就業時間である ③ 就業時間の追加を希望している ④ 就業時間の追加ができる	就業者でも失業者でもない者のうち、 【拡張求職者】 ① 1か月以内に求職活動を行っている ② すぐではないが、2週間以内に就業できる
B 失業者	【就業可能非求職者】
① 就業していない ② 1か月以内に求職活動を行っている ③ すぐに就業できる	① 1か月以内に求職活動を行っていない ② 就業を希望している ③ すぐに就業できる

(1) 失業者

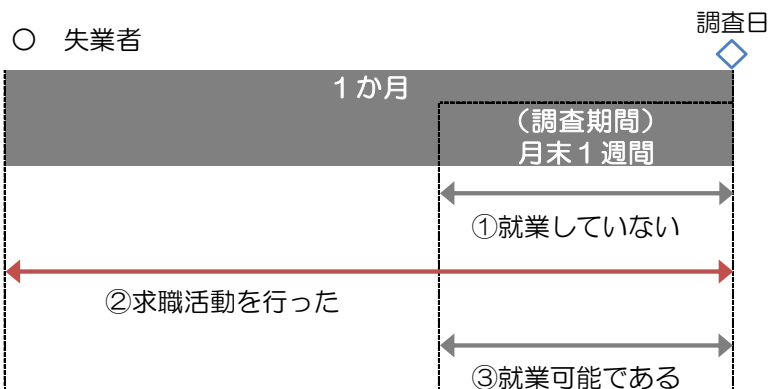
未活用労働における失業者は、従来から公表している完全失業者の範囲を拡大して、幅広く捉えるものです。

失業者とは、現在、就業しておらず、1か月以内に仕事を探していて、仕事があればすぐ仕事に就くことができる者をいいます。

具体的には、月初にハローワークに申込みに行ったが、仕事に就いておらず、仕事があればすぐに就業できる者などが挙げられます。

労働力調査では、以下の3つの要件を満たす者とします。

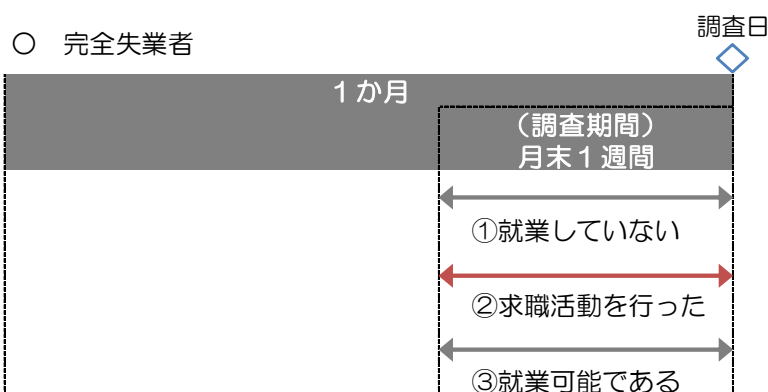
- ① 就業していない
- ② 1か月以内に求職活動を行っている
- ③ すぐに就業できる



※「完全失業者」との違い

完全失業者は、①就業しておらず、②1週間以内に求職活動を行っていて、③すぐに就業できる者です。

未活用労働における失業者は、②の求職活動期間を1か月に拡大して捉えるものです。



(2) 追加就労希望就業者

追加就労希望就業者とは、就業時間が週35時間未満の就業者のうち、もっと長い時間働きたい者や、今の仕事に加えて新たに別の仕事を増やしたい者のように、今よりも多くの時間を働きたい者をいいます。

具体的には、パートなどで働いている女性などでフルタイム勤務を希望している者や、生産調整などの会社都合で短時間勤務となっている者などが考えられます。

労働力調査では、以下の4つの要件を満たす者としてします。

- ① 就業者である
- ② 週35時間未満の就業時間である
- ③ 就業時間の追加を希望している
- ④ 就業時間の追加ができる

(参考) 追加就労希望就業者について、週 35 時間未満の就業者を対象としている理由は、我が国のほとんどの企業で週所定労働時間を 35 時間以上としているためです。また、国際的にも 35 時間を^{しきいち}閾値としている国が最も多くなっています。

なお、我が国の労働力調査では、従来から 1 週間の就業時間が 35 時間という基準で短時間か否かを判定しています。

週所定労働時間	構成比 (%)
34:59以下	0.9
35:00～35:59	2.6
36:00～36:59	2.2
37:00～37:59	8.7
38:00～38:59	10.3
39:00～39:59	8.1
40:00	61.7
40時間超	5.4

出典：平成30年就労条件総合調査報告（厚生労働省）第3表

(3) 潜在労働力人口

潜在労働力人口とは、就業者でも失業者でもない者のうち、仕事を探しているが、すぐには働くことができない者や、働きたいが仕事を探していない者といった、潜在的に就業することが可能な者をいいます。

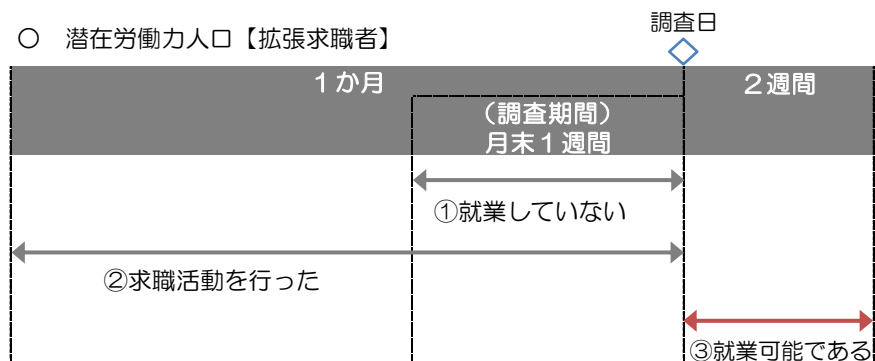
就業を希望し求職活動を行ったが、すぐに働くことができないため失業者に区分されない者や、すぐに働くことができるが、求職活動を行わなかったため失業者に区分されない者といったように、実態は失業者に近い状態の者となります。

具体的には、家事や学業のため、すぐに仕事に就くことはできないが、2週間以内に仕事に就くことが可能となるため、この1か月以内に求職活動を行った者や、就業を希望していて、すぐに仕事に就くこともできるが、自分に合う仕事がない等の理由で、求職を諦めた者（求職意欲喪失者）などが挙げられます。

労働力調査では、潜在労働力人口を拡張求職者と就業可能非求職者の2つに区分し、いずれかの要件を満たす者とします。

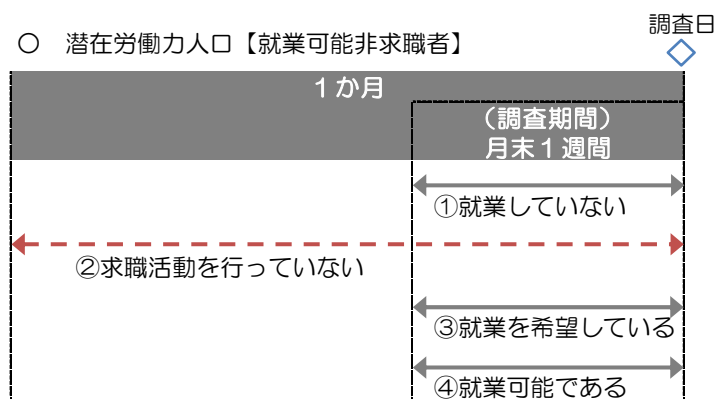
【拡張求職者】

- ① 就業していない
- ② 1か月以内に求職活動を行っている
- ③ すぐではないが、2週間以内に就業できる



【就業可能非求職者】

- ① 就業していない
- ② 1か月以内に求職活動を行っていない
- ③ 就業を希望している
- ④ すぐに就業できる



(参考) ILO基準における未活用労働

労働力調査から得られる就業者や完全失業者は、各国同様、客観的に就業・失業の実態を把握するため、国際労働機関（ILO）の定めた国際基準に準拠しており、新たに作成する「未活用労働に関する指標」についても、ILO基準（2013年決議）に準拠しています。

ILO基準（2013年決議）における未活用労働（Labour underutilization）の定義は、以下のとおりです。

○ 失業者（Person in unemployment）

就業しておらず、4週間又は1か月以内に求職活動をしており、すぐに就業可能な者

○ 追加就労希望就業者（Time-related underemployment）

以下の4つの要件を満たす者

- ① 就業者である
- ② 一定の基準以下の就業時間である
- ③ 就業時間の追加を希望している
- ④ 就業時間の追加ができる

○ 潜在労働力人口（Potential labour force）

就業者でも失業者でもない者のうち、以下に当てはまる全ての者

- ① 4週間又は1か月以内に求職活動を行ったが、すぐに就業することは不可能であるが、短い期間内に就業可能な者
- ② 4週間又は1か月以内に求職活動を行わなかったが、就業を希望していて、すぐに就業可能な者

4 未活用労働指標

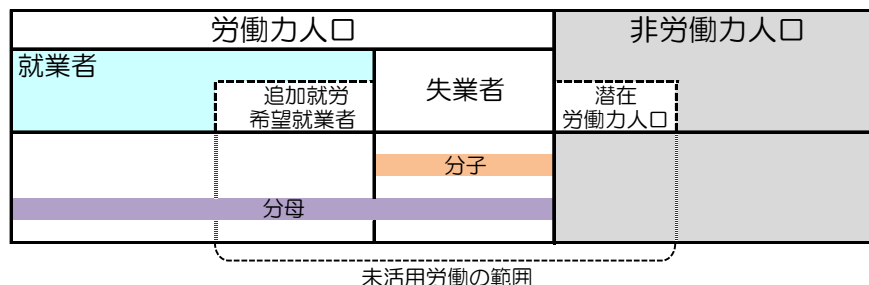
雇用情勢をより多角的に把握するため、完全失業率に加えて、新たに公表する未活用労働に関する指標は、以下の6つの指標です。

未活用労働指標 1 (LU1)	=	$\frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100 (\%)$
未活用労働指標 2 (LU2)	=	$\frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者}}{\text{労働力人口}} \times 100 (\%)$
未活用労働指標 3 (LU3)	=	$\frac{\text{失業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100 (\%)$
未活用労働指標 4 (LU4)	=	$\frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100 (\%)$
未活用労働補助指標 1	=	$\frac{\text{非自発的失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100 (\%)$
未活用労働補助指標 2	=	$\frac{\text{失業者} + \text{拡張求職者}}{\text{労働力人口} + \text{拡張求職者}} \times 100 (\%)$

- 注) 1. 「失業者」とは、就業しておらず、1か月以内に求職活動を行っており、すぐに就業できる者
 2. 「追加就労希望就業者」とは、就業時間が週35時間未満の就業者のうち、就業時間の追加を希望しており、追加できる者
 3. 「潜在労働力人口」とは、就業者でも失業者でもない者のうち、
 ・1か月以内に求職活動を行っており、すぐではないが、2週間以内に就業できる者（拡張求職者）
 ・1か月以内に求職活動を行っていないが、就業を希望しており、すぐに就業できる者（就業可能非求職者）
 4. 「非自発的失業者」とは、失業者のうち、「定年又は雇用契約の満了」及び「勤め先や事業の都合」により失業した深刻度の高い者

(1) 未活用労働指標 1 (LU1)

労働力人口に占める失業者の割合であり、現在働いておらず、1か月以内に求職活動を行っている者がどれだけいるかを示す指標です。



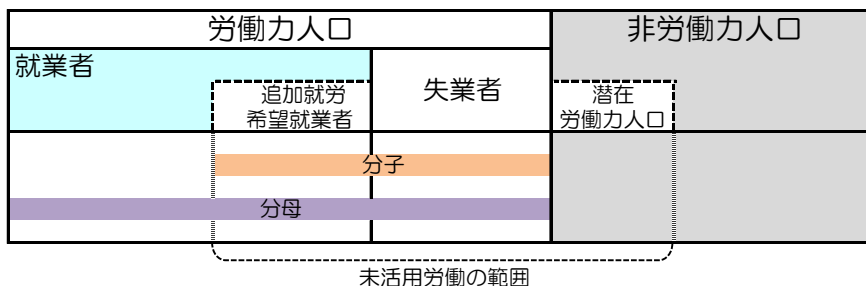
(2) 未活用労働指標 2 (LU2)

失業者に追加的に就業を希望する者を加えた率です。

労働力人口のうち、失業者と、現在働いていて、追加的に働くことができる者（追加就

労希望就業者) がどれだけいるかを示す指標です。

仮にLU1が低下していてもLU2が上昇している局面では、失業者は減少しているが、追加的に働きたい人が増加している状況であり、LU1の低下ほど雇用情勢は改善していないと見ることもできます。

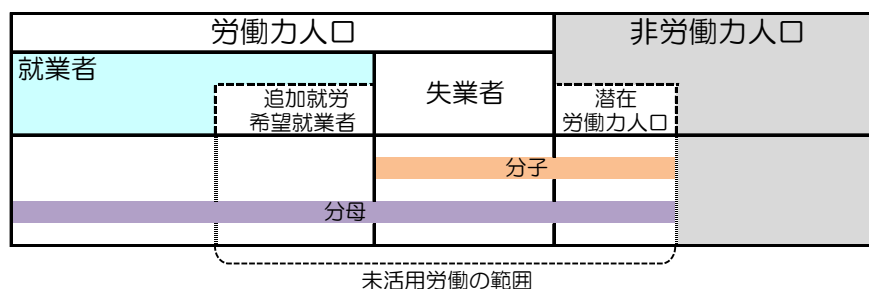


(3) 未活用労働指標3 (LU3)

失業者に、潜在労働力人口(非労働人口の一部)を加えた率です。

労働力人口と潜在労働力人口(求職活動を行っていて、すぐではないが2週間以内に就業可能な者(拡張求職者)と、求職活動は行っていないが、就業を希望しており、すぐに就業可能な者(就業可能非求職者)を合わせたもの)のうち、失業者と潜在労働力人口がどれだけいるかを示す指標です。働きたいが仕事を探していない高齢者や、求職を諦めた人などが多い状況では、この指標が高くなります。

仮にLU1とLU3の差が大きい局面では、働きたいが、求職をあきらめたため非労働力人口となっている者が多い状況等であり、活用されていない労働力人口が多く存在していると見ることもできます。



注) LU1やLU2は分母が労働力人口であり、LU3やLU4は分母が労働力人口+潜在労働力人口になるため、直接比較する際は注意が必要です。

(4) 未活用労働指標4 (LU4)

失業者に、追加就労希望就業者及び潜在労働力人口を加えた率です。

労働力人口と潜在労働力人口のうち、失業者、追加就労希望就業者及び潜在労働力人口がどれだけいるかを示す指標であり、未活用労働全体の大きさを示す指標です。

この指標は、最も広く未活用の労働力を把握するもので、失業者のほか、労働市場で活用可能な者全てを対象とした率ということができます。

労働力人口		非労働力人口	
就業者	追加就労希望就業者	失業者	潜在労働力人口
		分子	
		分母	

未活用労働の範囲

注) LU1やLU2は分母が労働力人口であり、LU3やLU4は分母が労働力人口+潜在労働力人口になるため、直接比較する際は注意が必要です。

(5) 未活用労働補助指標 1

失業者のうち、会社倒産・事業所閉鎖や人員整理・勧奨退職、雇い止めのため失業した者といった、非自発的な理由により失業した深刻度の高い者を把握するものです。

労働力人口		非労働力人口	
就業者	追加就労希望就業者	失業者	潜在労働力人口
		分子※	
		分母	

未活用労働の範囲

※ 分子は、失業者のうち、会社都合等により失業した者（非自発的失業者）

(6) 未活用労働補助指標 2

1か月以内に求職活動をしていて、すぐに就業可能な者（失業者）と2週間以内に就業可能な者（拡張求職者）を把握するものです。

LU1よりも就業可能時期を広げたもので、就業可能時期を2週間以内としているEU諸国との比較を可能にするものです。

労働力人口		非労働力人口	
就業者	追加就労希望就業者	失業者	潜在労働力人口
		分子※	
		分母※	

未活用労働の範囲

※ 分子は、失業者に、潜在労働力人口の一部である拡張求職者を加えたもの
分母は、労働力人口に、潜在労働力人口の一部である拡張求職者を加えたもの